特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	国民年金に関する事務		
	徳島市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令、及び国民年金法施行規則、中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦 人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法 に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に		
	使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出		
②事務の内容	② 給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2 現況届(または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿)の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1~3の請求書等の送付		
	③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14届書の送付又は再提出		
	また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。		
③対象人数	<選択肢>1)1,000人未満2)1,000人以上1万人未満10万人以上30万人未満3)1万人以上10万人未満4)10万人以上30万人未満		
	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	国民年金システム		
②システムの機能	1. 被保険者住基報告:被保険者の住所、氏名変更や死亡に関する情報を報告する。 2. 被保険者資格報告:被保険者の資格取得・喪失届を報告する。 3. 保険料届出報告:付加や任意加入の届けの報告,免除等申請者,配偶者および世帯主の所得を報告する。		
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
の他のノベノムとの技術	[〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム		
	[〇]その他 (社会保障関係システム)		

システム2			
①システムの名称	福祉年金システム		
②システムの機能	無拠出障害基礎年金受給権者ならびに同世帯	員の所得を報告する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[]住民基本台帳ネットワークシステム[O]宛名システム等[]その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [〇] 税務システム)
システム3			
①システムの名称	新窓口対応システム(庁内連携システム)		
②システムの機能	個人情報照会機能:個人情報のオンライン照会 (注)国民年金事務の特定個人情報に関する機		
	[]情報提供ネットワークシステム	[]庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム	
3 他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等	[〇] 税務システム	
	[〇]その他 (社会保障関係システム)
システム4			
①システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム)		
②システムの機能	1. 個人情報照会機能:個人情報の照会を行う。 2. 個人情報更新機能:個人情報の更新を行う。 3. 送付先管理機能:送付先の登録を行う。 (注)国民年金事務の特定個人情報に関する機		
	[]情報提供ネットワークシステム	[〇] 庁内連携システム	
	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[]宛名システム等	[〇] 税務システム	
	[〇]その他 (社会保障関係システム)
3. 特定個人情報ファイル	名		
国民年金関連情報ファイル			
4. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	番号法別表の46、94、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める6	命令第24条の2、47条、68条の2	
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠			
6. 評価実施機関における	担当部署		
①部署	健康福祉部 保険年金課		
②所属長の役職名	保険年金課長		
7. 他の評価実施機関			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

国民年金関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	〈選択肢〉 [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<選択肢>
③対象となる本人の範囲 ※	徳島市に在住及び過去に在住していた国民年金第1号及び第3号被保険者本人, またはその配偶者および世帯主, または徳島市に在住している老齢福祉年金及び基礎年金受給者本人とその扶養義務者またはその世帯員。
その必要性	被保険者資格については本人のみの情報提供。保険料免除等の審査については本人とその配偶者および世帯主の所得情報提供。老齢福祉年金の支給可否については本人とその扶養義務者の所得情報 提供。年金生活者支援給付金の支給可否については本人とその世帯員の所得情報提供。
④記録される項目	(選択肢>100項目以上 100項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 *業務関係情報 [○]をの他住民票関係情報 [○]を療保険関係情報 [○]を療保険関係情報 [○]を療保険関係情報 [○]を存むといる。 [○]を存むといる。 [○]を表には、といる。 [○]を表には、または、または、または、または、または、または、または、または、または、また
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報(基礎年金番号):対象者を正確に特定するために保有・4情報及び連絡先:①資格管理に際し住所等を確認するため、②本人への連絡等のために保有・地方税関係情報及びその他住民票関係情報:保険料免除審査用,老齢福祉年金の受給判定用,年金生活者支援給付金の支給判定用に日本年金機構に送付するために保有・生活保護・社会福祉関係情報:法定免除非該当による資格喪失処理のために保有・年金関係情報:対象者の受給権確保(年金相談)に活用するため保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康福祉部 保険年金課

3. 特定個人情	青報の入手・	使用	
		[〇] 本人又は本人の代理人	
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (住民課、市民税課、生活福祉第一課・第二課)	
①入手元 ※ ②入手方法 ③使用目的 ※ ④使用の主体 使用部署 使用者数	[O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構)		
	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()		
②入手方法		[]民間事業者 ()	
②入手方法		[]その他 ()	
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
②入手方法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム	
	[]情報提供ネットワークシステム		
	[]その他 ()		
③使用目的 ※ 個人番号による本人確認及び基礎年金番号との紐付けを行い、年金相談、免除等の受付に			
④使用の主体		健康福祉部 保険年金課	
		〈選択肢〉 (選択肢〉 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	
		【国民年金市町村事務処理基準のうち】	
⑤使用方法		① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出	Ħ
		② 給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2 現況届(または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿)の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1~3の請求書等の送付	
		③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14届書の送付又は再提出	
情報の	の突合	被保険者資格に関する情報は日本年金機構から送付される処理結果一覧と記録突合を行う。 受給者に関する情報は突合しない。(結果保存のみ)	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	

4. 犑	肯定個人情報ファイル の				
委託(D有無 <mark>※</mark>	[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (2)件			
委託事項1		情報記録物管理業務			
①委詰	托内容	国民年金被保険者資格記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務			
②委言	托先における取扱者数	<選択肢>(選択肢>10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上			
③委詞	托先名	株式会社NXワンビシアーカイブズ			
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項2	電子計算システムの維持運用業務			
①委託内容		国民年金システム等の維持運用業務			
②委言	托先における取扱者数	<選択肢>(選択肢>10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上			
③委詰	托先名	テック情報株式会社			
五	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [O] 移転を行っている (3) 件
18 /II 4. ·	[]行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	国民年金法第3条、国民年金法施行令第1条の2
②提供先における用途	・被保険者異動情報の確認・保険料免除申請の審査及び決定・裁定請求の審査及び決定
③提供する情報	・被保険者の異動に関する情報 ・保険料免除申請等に係る世帯所得情報 ・裁定請求に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者にかかる異動があった者・免除申請があった者・裁定請求を行った者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [O]紙 []その他 ()
今吐地 梅梅	週1回
⑦時期·頻度	ᇪᆝᆸ
移転先1	徳島市 高齢介護課
移転先1	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下
移転先1 ①法令上の根拠	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項 ①福祉の措置に関する事務
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項 ①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項 ①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項 ①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上10万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項 ①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項 ①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項 ①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	徳島市 高齢介護課 ①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項 ①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報

移転先2	徳島市 生活福祉第一課・第二課		
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第2項		
②移転先における用途	生活保護に関する事務		
③移転する情報	国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
6 6 8 8 5 8 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
②付め手囚ノノノ 囚	[] フラッシュメモリ []紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度		
移転先3	徳島市 住民課		
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条11号		
②移転先における用途	住民基本台帳関係事務		
③移転する情報	国民年金被保険者の資格に関する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
الركم الركم المركم المر	[] フラッシュメモリ []紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度		
6. 特定個人情報の保管・			
保管場所 ※	【徳島市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。		
7. 備考			
情報の原簿保管者は厚生労働	カ大臣(日本年金機構)となっており,市町村では保管しない。		

그는 그 1를 다니	TA CITE OIL	市口力	/# -12
項目種別 1 4 情報	項目種別 項目種別	項目名 氏名	備考
2 4情報			
314情報	住民記録関連 住民記録関連 住民記録関連	性別	
Ⅱ4情報	住民記錄関連 住民記錄関連 住民記錄関連	住所	
住民記録情報	住民記録関連	異動事由	
计住民記録情報	任氏記録関連 	異動日	
7 住民記録情報 3 住民記録情報	住民記録関連住民記録関連	続柄コード 住民日	
71任人 <u>比較情報</u> 31住民記録情報		DVフラグ	
位民記録情報 位民記録情報 住民記録情報 2住民記録情報	住民記録関連 住民記録関連	地区コード	1
住民記録情報	住民記錄関連 住民記錄関連 住民記錄関連 住民記錄関連 個人番号情報 操作記錄関連	町村コード 字コード	
2 住民記録情報		字コード	
11		郵便番号 方書	
4 住民記録情報 5 個人番号情報		/ 刀音 	
7個人質亏損報 61操作記録情報		個人番号 操作ログ	
7年金関係情報	基本	I記号番号	
3 年金関係情報	基本	記号	
9 年金関係情報	基本基本	記号 番号	
川牛金関係情報	基本	IC/D	
1 年金関係情報		外人コード	
4 午並関係情報 3 在全関係情報		電話番号 納付組合コード	
71 十平因 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>	厚生年金番号	
<u> </u>	基本	厚年記号	
2 年金関係情報 3 年金関係情報 4 年金関係情報 5 年金関係情報 6 年金関係情報 7 年金関係情報 3 年金関係情報 9 年金関係情報 0 年金関係情報	基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本	厚年番号	
7 年金関係情報	基本	配偶者情報	
3 年金関係情報	基本	配偶者公的年金制度	
7年金関係情報 7年全期後桂起		配偶者公的年金番号 配偶者氏名	
7年金関係情報 11年金関係情報	基本 基本 基本	配俩有氏石 配偶者生年月日	
7 年金関係情報 2 年金関係情報	1	配偶者生年月日年 号	
日本金関係情報 2年金関係情報 3年金関係情報 4年金関係情報	基本 基本 基本 基本 基本	配偶者生年月日年	
1 年金関係情報	基本	配偶者生年月日年 配偶者生年月日月	
1年金関係情報	基本	配偶者生年月日日	
) 午金関係情報 左会関係標邦		到達年月 到達年月年号	
/ 午並関係情報 在全関係信却			
サーエ サーエ 第年金関係情報 第年金関係情報 第年金関係情報 第年金関係情報 第一年金関係情報 第一年金関係情報 第一年金関係情報		到達年月月	
1 年金関係情報	ま 基本 基本	I転出日	
年金関係情報	基本	転出日年号	
十 亚 因 尔 旧 取	基本 基本 基本	転出日年	
4年金関係情報	基本	転出日月	
4 年金関係情報		転出日日	
5 年金関係情報 6 年金関係情報	住民 資格	住民コード ──── 資格種別	
7年金関係情報 7年金関係情報			
年金関係情報	資格	資格取得区分	
日本	資格 資格 資格	資格取得事由	
年金関係情報 年金関係情報 1年金関係情報	資格	資格取得原因	
年金関係情報 	[資格取得年月日	
(平金関係情報) 左全関核棲起		資格取得年月日年号 資格取得年月日年	
年金関係情報 日年金関係情報			
]年金関係情報	資格	資格取得年月日日	
3]年金関係情報	貨格	資格取得届出日	
7 年金関係情報	資格	資格取得届出日年号	
31年金関係情報	資格	資格取得届出日年	
9 年金関係情報	資格 資格 資格	資格取得届出日月	
) 年金関係情報 (在全関係情報		資格取得届出日日 資格喪失情報	
年金関係情報 在金関係情報			
3 年金関係情報	資格 資格	資格喪失事由	
2年金関係情報 2年金関係情報 3年金関係情報 4年金関係情報 5年金関係情報	資格	資格喪失原因	
年金関係情報	資格 資格	資格喪失年月日	
) 牛金関係情報	資格	資格喪失年月日年号	
7 年金関係情報	資格	資格喪失年月日年	

(別添1)特定個人情報			
項目種別			備考
68 年金関係情報 69 年金関係情報		資格喪失年月日月 資格喪失届出日 資格喪失届出日年号 資格喪失届出日年 資格喪失届出日年	
/川年金田孫信報	資格	資格喪失届出日	
71 年金関係情報 72 年金関係情報 73 年金関係情報	貸格 		
73 年金関係情報		資格喪失届出日月	
	資格	1百份丧失油出口口	
75 年金関係情報	貸格 	3号未納情報	
77 年金関係情報	資格	3末区分 3未終了年月	
78 年金関係情報	資格	3未終了年月年号 3未終了年月年 3未終了年月月 3未終了年月月 3未納付年月日 3未納付年月日年号 3未納付年月日日	
/9 午金関係情報 80 在全関係情報		3 未終了年月年 3 未終了年日日	
81 年金関係情報		3未納付年月日	
82 年金関係情報	資格	3未納付年月日年号	
83 年金関係情報	資格 		
85 年金関係情報		3未納付年月日日	
75 年金関係情報 76 年金関係情報 77 年金関係情報 78 年金関係情報 79 年金関係情報 80 年金関係情報 81 年金関係情報 81 年金関係情報 82 年金関係情報 84 年金関係情報 85 年金関係情報 86 年金関係情報	資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資資	3未届出日	
9 1 <u> Name Name</u>		3未届出日年号 3未届出日年	
88 年金関係情報 89 年金関係情報 90 年金関係情報 91 年金関係情報 91 年金関係情報 92 年金関係情報 93 年金関係情報 94 年金関係情報 95 年金関係情報 96 年金関係情報 97 年金関係情報 97 年金関係情報 98 年金関係情報 100 年金関係情報 101 年金関係情報	資格	3未届出日月	
90 年金関係情報	資格	13未届出日日	
91 年金関係情報	口座口座	口座甲込年月日 口座申込年月日年号	
93 年金関係情報		口座申込年月日年	
94 年金関係情報	口座	口座申込年月日月	
95 年金関係情報	口座	口座申込年月日日	
96 午金関係情報 97 年全関係情報	口座口座	口座区分 口座金融機関	
98 年金関係情報	口座	金融コード	
99 年金関係情報	口座	支店コード	
100 年金関係情報	口座口座	口座種別 口座番号	
102 年金関係情報	口座	地区コード	
101 年金関係情報 102 年金関係情報 103 年金関係情報 104 年金関係情報 105 年金関係情報 106 年金関係情報 107 年金関係情報 109 年金関係情報 109 年金関係情報	口座	住所コード	
	口座口座	町丁コード 番地1コード	
106 年金関係情報		番地2コード	
107 年金関係情報	口座	番地3コード	
108 年金関係情報	口座	方書	
	口座口座	口座名義人氏名 口座開始年月	
111年金関係情報	口座	口座開始年月年度	
111 年金関係情報 112 年金関係情報 113 年金関係情報	口座	口座開始年月年	
	口座	口座開始年月月 口座終了年月	
		口座終了年月年度	<u> </u>
115 年金関係情報 116 年金関係情報	口座	口座終了年月年	
117 年金関係情報 118 年金関係情報	口座口座	口座終了年月月	
1191年金関係情報		口座異動事由 付加区分	
120 年金関係情報 121 年金関係情報	付加	付加開始年月日	
121 年金関係情報	付加	付加開始年月日年号	
122 年金関係情報 123 年金関係情報	付加 付加	付加開始年月日年 付加開始年月日月	
124 年金関係情報	付加	付加開始年月日日	
125 年金関係情報	付加	付加開始届出日	
126 年金関係情報 127 年金関係情報	付加	付加開始届出日年号 付加開始届出日年	
12/ 平並渕添頂報 128 年金関係情報	付加 付加		
129 年金関係情報	付加 付加 付加	付加開始届出日日	
130 年金関係情報	付加	付加終了年月日	
128 年金関係情報 129 年金関係情報 130 年金関係情報 131 年金関係情報 131 年金関係情報	付加 付加	付加終了年月日年号 付加終了年月日年	
133 年金関係情報		付加終了年月日月	
134 年金関係情報	付加	付加終了年月日日	

(別添1)特定個人情報			
項目種別	項目種別 付加		備考
4月日種別 135 年金関係情報 136 年金関係情報 137 年金関係情報 138 年金関係情報 139 年金関係情報 140 年金関係情報 141 年金関係情報 142 年金関係情報	付加		
137 年金関係情報	付加	付加終了届出日年	
138 年金関係情報	付加	付加終了届出日年 付加終了届出日月	
139 年金関係情報 140 年全関係情報	付加	付加終了届出日日 状態区分	
140 平並関係情報			
142 年金関係情報	状態	状態該当年月日 状態該当年月日年号	
143 年金関係情報	状態	状態該当年月日年 状態該当年月日月	
142 年金関係情報 143 年金関係情報 144 年金関係情報 145 年金関係情報 146 年金関係情報 147 年金関係情報 148 年金関係情報 149 年金関係情報 150 年金関係情報			
146 年金関係情報		状態該当年月日日 状態該当年月日日 状態該当届出日 状態該当届出日年号 状態該当届出日年 状態該当届出日月 状態該当届出日月	
147 年金関係情報	状態	状態該当届出日年号	
148 年金関係情報	状態	大學 大	
151 年金関係情報		状態取消年月日	
152 年金関係情報	状態	状態取消年月日 状態取消年月日年号	
151 年金関係情報 151 年金関係情報 152 年金関係情報 153 年金関係情報 154 年金関係情報 155 年金関係情報	状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状状	状態取消年月日年	
154 午金関係情報		状態取消年月日月 状態取消年月日日	
155 年金関係情報 156 年金関係情報 157 年金関係情報 158 年金関係情報 159 年金関係情報 160 年金関係情報 161 年金関係情報 162 年金関係情報 163 年金関係情報 164 年金関係情報 165 年金関係情報 166 年金関係情報 166 年金関係情報 167 年金関係情報 168 年金関係情報		状態取消届出日	
157 年金関係情報	状態	状態取消届出日年 号	
158 年金関係情報	状態	状態取消届出日年	
159 年金関係情報	状態	状態取消届出日月	
161 年金関係情報		状態取消届出日日 免除区分	
162 年金関係情報	免除	免除該当年月日	
163 年金関係情報	免除	免除該当年月日年号	
164 年金関係情報		免除該当年月日年	
165 午金関係情報 166 年全期係標報	兄际 A 除	免除該当年月日月 免除該当年月日日	
167 年金関係情報		免除該当届出日	
168 年金関係情報	免除	免除該当届出日 免除該当届出日年号	
169 年金関係情報	免除	免除該当届出日年	
1/0 年金関係情報 171 年会関係標報		免除該当届出日月	
168 年金関係情報 169 年金関係情報 170 年金関係情報 171 年金関係情報 171 年金関係情報 172 年金関係情報 173 年金関係情報 174 年金関係情報 175 年金関係情報 176 年金関係情報 177 年金関係情報 177 年金関係情報 179 年金関係情報 179 年金関係情報 179 年金関係情報		免除該当届出日日 免除消滅年月日	
173 年金関係情報	免除	免除消滅年月日年号	
174 年金関係情報	免除	免除消滅年月日年	
175 年金関係情報		免除消滅年月日月	
177 在全関係情報		免除消滅年月日日 免除消滅届出日	
178 年金関係情報	免除	免除消滅届出日年号	
179 年金関係情報	カー	免除消滅届出日年	
180 年金関係情報		免除消滅届出日月	
	免除	免除消滅届出日日	
182 年金関係情報 183 年金関係情報			
184 年金関係情報 185 年金関係情報 186 年金関係情報 187 年金関係情報 188 年金関係情報	収納	収納年度年	
185 年金関係情報	収納	前納	
186 年金関係情報	収納 収納	前納保険料コード 前納納付1コード	
	4又称 1 1 1 1 1 1 1 1 1	前約1収納日	
1891年並関係情報	収納	前納1収納日年号	
190【年金関係情報	収納	前納1収納日年	
191 年金関係情報	収納	前納1収納日月	
192 年金関係情報	収納 収納	前納1収納日日 前納納付2コード	
193 年金関係情報 194 年金関係情報	収納	前納2収納日	
195 年金関係情報	収納	前納2収納日年号	
196 年金関係情報	収納	前納2収納日年	
197 年金関係情報	収納	前納2収納日月	
195 年金関係情報 196 年金関係情報 197 年金関係情報 198 年金関係情報 199 年金関係情報	収納 収納	前納2収納日日 納付テーブル	
200 年金関係情報	収納	納付保険料コード	
201 年金関係情報	収納	納付1コード	

	報ファイル記録項目 		
項目種別	項目種別 収納		備考
202 年金関係情報 203 年金関係情報	収納	納付1収納日年号	
204 年金関係情報	収納	納付1収納日年	
205 年金関係情報 206 年全期核情報	リスが	納付 1 収納日月 納付 1 収納日日	
200 千並関係情報 207 年金関係情報	山文 納	一 初り「牧物ロロ	
208 年金関係情報	収納	納付2コード 納付2収納日 納付2収納日年号	
203 年金関係情報 204 年金関係情報 205 年金関係情報 206 年金関係情報 207 年金関係情報 208 年金関係情報 209 年金関係	· 坟 納 · 坟 納 · 坟 納 · 坟 納 · 坟 約	納付2収納日年号	
210 年金関係情報	収納 収納	納付2収納日年 納付2収納日月 納付2収納日日 前納入金履歴	
212 年金関係情報	収納	納付2収納日日	
213 年金関係情報	┃Д♥級	前納入金履歴	
214 年金関係情報	以称 以称 以称 以称	削納1取扱区分	
213 午並関係情報 216 午全関係情報	4又が2	前納1冊番 前納2取扱区分	
217 年金関係情報	170 安区	前納2冊番	
218 年金関係情報	収納	前納不能フラグ	
209 年金関係情報 210 年金関係情報 211 年金関係情報 211 年金関係情報 212 年金関係情報 213 年金関係情報 214 年金関係情報 215 年金関係情報 216 年金関係情報 217 年金関係情報 218 年金関係係情報 219 年金関係係情報	1克納 1皮納 1皮納	入金履歴テーフル 納付1取扱区分	
440 平並) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	収納	納付1冊番	
<u> </u>	- 「 <u></u>	納付2取扱区分	1
223 年金関係情報	収納 収納	納付2冊番	
224 年金関係情報	収納 収納 検認 検認 検認 検認 検認 意付充当 還付充当 還付充当	納付不能フラク 検認年度 検認年度年号	
222 年金関係情報 223 年金関係情報 224 年金関係情報 225 年金関係情報 225 年金関係情報 227 年金関係情報 227 年金関係情報 229 年金関係情報 230 年金関係情報 231 年金関係情報 232 年金関係情報	快総		
227 年金関係情報 227 年金関係情報	検認	検認年度年	
228 年金関係情報	検認	検認年度年 検認テーフル	
229 年金関係情報	検認	検認1コード	
230 年金関係情報 221 年金関係情報		検認2コード 遠付充当フラク	
237 年金関係情報		遠付レコード	
233 年金関係情報	還付充当	還付納付コード	
234 年金関係情報 235 年金関係情報	遠付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還	還付開始年月 還付開始年月年号	
235 年金関係情報 236 年金関係情報			
237 年金関係情報		還付開始年月月	
238 年金関係情報	還付充当	還付終了年月 還付終了年月年号	
235	還付充当	遠付終了年月年号	
240 年金関係情報		還付終了年月年 還付終了年月月	
241 <u>年並関係情報</u> 242 在金関係情報			
243 年金関係情報	還付充当	充当納付コード	
	還付充当	1充当元開始年月	
245 年金関係情報	還付充当 還付充当	充当元開始年月年号 充当元開始年月年	
245 年金関係情報 246 年金関係情報 247 年金関係情報			+
248 年金関係情報	還付充当 還付充当	充当元終了年月	
249 年金関係情報 250 年金関係情報	還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当	充当元終了年月年号	
250 年金関係情報 251 年全関係情報		充当元終了年月年 	
250 千亚		充当元終了年月月 充当先開始年月	
253 年金関係情報	還付充当	充当先開始年月年号	
254 年金関係情報	還付充当	充当先開始年月年	
255 年金関係情報	遠付充当 電付充妥	充当先開始年月月 <u> </u>	
230 年並関係情報 257 在全関係情報		充当先終了年月 充当先終了年月年号	
258 年金関係情報	還付充当	充当先終了年月年	1
2591年金閏係情報	還付充当 還付充当	充当先終了年月月	
260 年金関係情報 261 年金関係情報	還付充当 還付充当 還付充当 還付充当 還付充当	還付充当金額	
2011年金関係情報		還付充当届出日 還付充当届出日年号	
2021 中亚因 京 京		還付充当届出日年	
264 年金関係情報	還付充当	還付充当届田日月	
2601 年金関係情報 2621 年金関係情報 2631 年金関係情報 2641 年金関係情報 2651 年金関係情報	1 速 竹 允 当	還付充当届田日月 還付充当届出日日 メモ内容	
266 年金関係情報	メモ	メモ内谷	
267 年金関係情報 268 年金関係情報	基礎基礎	年金番号 年金番号C/D	

項目和	、情報ファイル記録』	項目種別		
269 年金関係情報	基礎	垻日悝 別	東日石 年金番号区分 住民番号 記号番号 記号番号記号 記号番号 C / D 電話番号 厚年 取得	1佣/与
269 年金関係情報 270 年金関係情報	厚生年金	金	住民番号	
271 年金関係情報	厚生年金	È	記号番号	
272 年金関係情報	厚生年金	<u> </u>		
270 年並関係情報 271 年金関係情報 272 年金関係情報 273 年金関係情報 274 年金関係情報 275 年金関係情報 276 年金関係情報		<u>균</u> 소		
274 <u>牛並関係情報</u> 275 在金関係情報		<u>~</u> }	一 記り留りし/ ローニー 電話番号	
276 年金関係情報	厚生年		厚年 · 共済番号	
277 年金関係情報	厚生年金	金内容	1)子午级 (5) (4)	
278 年金関係情報 278 年金関係情報	厚生年金	<u>金内容</u>	厚年取得日年号	
2/9 年金関係情報		金内谷	厚年取得日年 厚年取得日月	
200 千並関係情報 281 在金関係情報		ェハ谷 	厚年取得日日	
282 年金関係情報	厚生年	全 内容	厚年喪失日	+
283 年金関係情報	厚生年金	全内容	厚年喪失日年号	
276 年金関係情報 277 年金関係情報 278 年金関係情報 280 年金関係情報 281 年金関係情報 282 年金関係情報 283 年金選関係情報 284 年金選関係情報 285 年金選関係情報 286 年金関係情報 286 年金関係情報	厚生年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	金内容	厚年喪失日年	
285 年金関係情報	厚生年金	金内容	厚年喪失日月	
280 年金関係情報 287 年全期核棲却		セ <u>ハ谷</u> を内安	厚年喪失日日 異動年月日	-
207 十亚因涂用報 288 年金閏係情報		全风经	異動年月日	
	厚生年金	全 内容	異動年月日	
290 年金関係情報	厚生年	金内容	異動年月日	
291 年金関係情報	厚生年金	金内容	異動年月日	
289 年金関係情報 290 年金関係情報 291 年金関係情報 292 年金関係情報 293 年金関係情報 294 年金関係情報 295 年金関係情報 297 年金関係情報 297 年金関係情報 299 年金関係情報 300 年金関係情報	厚生年金	金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	ソートコード	
293 年金関係情報		至内谷 5 市家	理由コード 制度コード	
294 <u>年並関係情報</u> 295 在全関係情報		<u> </u>	健康保険証番号	+
296 年金関係情報	厚生在	· 内容	入力年月日	+
297 年金関係情報	厚生年金	金内容	入力年月日年号	
298 年金関係情報	厚生年金	全内容	人力年月日年	
299 年金関係情報		金内容	入力年月日月	
300 年金関係情報		로시谷 Spa	入力年月日日	
		正八谷 全内突	送付コード 送付回数 基礎年金番号	
302	情報	· 関連情報	基礎年金番号	
304 福祉年金関係	情報福祉年金	金関連情報	更新回数 支払開始年月	
305 福祉年金関係	情報 福祉年金	金関連情報	支払開始年月	
306	情報 福祉年金	立	保管コード 支給区分	_
30/ 恒位平立舆保	情報 恒化平3	立)为建1月牧 2.朗:唐传超		_
309 福祉年金関係	情報 福祉年	· 图集情報	障害等級 送付先区分	
310 福祉年金関係	情報福祉年	金関連情報	処理年月	
311 福祉年金関係 312 福祉年金関係	情報 本人所行	导情報	本人人力区分	
312 福祉年金関係	情報 本人所作	寺/有鞍	本人無収入区分	
313 福祉年金関係 314 福祉年金関係	情報 本人所行 情報 本人所行	守' 有牧 皇情報	本人	
314 <u>福祉平</u> 並関係 315 福祉年金関係	情報 本人所行	寸1月刊 导情報		
316 福祉年金関係	情報 本人所名	· 情報	本人控除対象配偶者(扶養人数)	
316 福祉年金関係 317 福祉年金関係	情報 本人所行 情報 本人所行	导情報	本人その他(扶養人数)	
318 福祉年金関係 319 福祉年金関係	情報 本人所行	导情報	本人老人(扶養人数)	
319 福祉年金関係	情報本人所名	等情報 基本	本人同居老人(扶養人数)	
320 福祉年金関係 321 福祉年金関係	情報 本人所名 情報 本人所名	守1月牧 皇情報	本人障害(扶養人数) 本人特別障害(扶養人数)	
322【福祉年金関係	情報 本人所名	習慣数 	本人 障害(本人該当)	
323【福祉年金関係	情報 本人所行	导情報	本人特別障害(本人該当)	
324 福祉年金関係	情報 本人所行	导情報	本人老年者(本人該当)	
325 福祉年金関係	情報本人所行	計算	本人募婦(本人該当)	
326 福祉年金関係 227 短址年金関係		守'有教 旦樗 報	本人勤労学生(本人該当) 本人 再調査区分	
327 福祉年金関係 328 福祉年金関係	情報 本人所行 情報 本人所行	可1月牧 基情報	本人再調査区分 本人判定	
329 福祉年金関係	情報 配偶者	可用取 所得情報		
330【福祉年金関係	情報 【配偶者用	听得情報	配偶者無収入区分	
331 福祉年金関係	情報 配偶者	听得情報	配偶者 所得	
332 福祉年金関係	情報 配偶者所	<u>听得情報</u>	配偶者 社会保険料	
333 福祉年金関係	情報 配偶者用	听得情報 6.2.摆起	配偶者―その他医療	
334 福祉年金関係 335 福祉年金関係	情報 配偶者所	听得情報	配偶者 控除対象配偶者 (扶養人数) 配偶者 その他 (扶養人数)	

(別添1)特定個人情報フ	ァイル記録項目		
項目種別	項目種別	項目名 配偶者老人(扶養人数)	備考
項目程別 336 福祉年金関係情報 337 福祉年金関係情報 338 福祉年金関係情報 340 福祉年金関係情報 341 福祉年金関係情報 342 福祉年金関係情報 342 福祉年金関係情報 344 福祉年金関係情報	配偶者所得情報 配偶者所得情報	配偶者老人(扶養人数) 配偶者同居老人(扶養人数)	
338 福祉年金関係情報	配偶者所得情報		
340 福祉午並関係情報	配偶者所得情報 配偶者所得情報	配偶者 特別障害(扶養人数) 配偶者 障害(本人該当) 配偶者 特別障害(本人該当)	
341 福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者 障害(本人該当) 配偶者 特別障害(本人該当)	
342 福祉年金関係情報	配偶者所得情報 配偶者所得情報	配偶者 老年者(本人該当) 配偶者 寡婦(本人該当)	
344 福祉年金関係情報 345 福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者 就労学生(本人該当)	
345 福祉年金関係情報	配偶者所得情報	配偶者 再調査区分配偶者 判定	
347 福祉年金関係情報	配偶者所得情報 義務者所得情報	I義務者 入力区分	
348 福祉年金関係情報	義務者所得情報 義務者所得情報	養務者 無収入区分 義務者 所得	
350 福祉年金関係情報			
351 福祉年金関係情報	義務者所得情報 義務者所得情報	義務者 社会保険料 義務者 その他医療	
345 福祉年金関係情報 346 福祉年金関係情報 347 福祉年金関係情報 348 福祉年金関係情報 349 福祉年金関係情報 350 福祉年金関係情報 351 福祉年金関係情報 352 福祉年金関係情報 353 福祉年金関係情報 355 福祉年金関係情報 355 福祉年金関係情報	義務者所得情報 義務者所得情報	義務者 控除対象配偶者(扶養人数) 義務者 その他(扶養人数)	-
354 福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者 老人(扶養人数)	
050 岩址左入明坛桂邦	義務者所得情報 義務者所得情報	義務者 同居老人(扶養人数) 義務者 障害(扶養人数)	
350 福祉年金関係情報 357 福祉年金関係情報 358 福祉年金関係情報 359 福祉年金関係情報 360 福祉年金関係情報 361 福祉年金関係情報 362 福祉年金関係情報 363 福祉年金関係情報 364 福祉年金関係情報 366 年金関係情報	義務者所得情報	1素多多 特别借宝(共奏人物)	
358 福祉年金関係情報	義務者所得情報	養務者 特別障害(本人該当) 養務者 特別障害(本人該当) 義務者 老年者(本人該当) 義務者 募婦(本人該当) 義務者 勤労学生(本人該当) 義務者 動労学生(本人該当)	
360 福祉年金関係情報	義務者所得情報 義務者所得情報 義務者所得情報 義務者所得情報		
361 福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者——寡婦(本人該当)	
363 福祉午並渕添頂報 363 福祉年金関係情報			
364 福祉年金関係情報	義務者所得情報	義務者 判定 福祉年金·記号番号	
365 福祉年金関係情報 366 年金関係情報	福祉年金関連情報 免除		
367 年金関係情報	免除	受付番号 免除該当月数	
368 369			
370			
371 372			
373			
374 375			
376			
377			
378 379			
380			
381 382			
383			
384 385			
386			
387			
389			
390			
391 392			
393			
394 395			
396			
397 398			
399			
400			
401			+

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金関連情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<mark>リスクに対する措置の内容・・</mark>・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容 当評価対象システムからは国民年金関連情報ファイルのみアクセスでき、国民年金関連業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーサ	が認証の管理	[行っている]		選択肢> 行っている		2) 行っていなし	Λ.
		評価対象システムワード認証及び生				先を特定し、	. 個人ごとにユー	ザIDとパス
その他の措置の内容		システムへのログ· 行う。操作者は個。 また、操作ログの記 認する。	人及び操作端末	まで特定で	でき、記録は7年	間保存する。	,	
リスク	への対策は十分か	[十分	である	1)	選択肢> 特に力を入れて 課題が残されて		2) 十分である	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイ	イルの取扱いの委託	[]委託しない
リスク: 委託先における	不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個ノ 報ファイルの取扱いに関す 規定		2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止。 ・特定個人情報の照会・更新従業者の制限。 ・特定個人情報提供の禁止。 ・情報漏えいを防止するための保管管理責任を負う。 ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却 ・特定個人情報の取り扱いについて検証し報告する。 ・必要に応じて、当市が委託先の現地調査を実施することがで ・再委託の原則禁止。	
再委託先による特定個人 報ファイルの適切な取扱し 担保		テっている 2)十分に行っている はい 4)再委託していない
具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年る。	1回以上実施し、書面にて本市に報告す
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	いる 2) 十分である いる
特定個人情報ファイルの	取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供	・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移車	✓ '© +□ □+ ✓	
特定個人情報の提供・移 関するルール	転に [定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認法		ニュアルにしたがって特定個人情報の移転
その他の措置の内容	USBメモリ・CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてし	いる 2) 十分である いる
特定個人情報の提供・移 る措置	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)にお	けるその他のリスク及びそのリスクに対す

6. 惟	青報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク	1: 目的外の入手が行っ	われるリスク		
リスク	に対する措置の内容			
リスク	への対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不正な提供が行われ	しるリスク		
リスク	に対する措置の内容			
リスク	への対策は十分か	[:	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報技	是供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び・	そのリスクに対する措置	
7. 特	テ定個人情報の保管・	消去		
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク		
①事 知	女発生時手順の策定・周	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	は3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容			
	再発防止策の内容			
その⋴	也の措置の内容	室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の付ティワイヤで施錠し、特定個人情報を保有しない。 ③監視設備として監視カメラを設置し、不正プログラム対策コンピュータウィルス監視ソフトを導の不正プログラムに対応するため、	算入し、サーバー・端末のウィルスチェ ウィルスパターンファイルを定期的に ・ル対策のシステムを導入している。 アウォールを導入している。	業務端末については、セキュリ うため、端末内に特定個人情報 ックを実施している。また、新種
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスク	に対する措置	

- 【徳島市における措置(特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク)】
 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びバックアップデータは、システムで判別し、消去処理を行う。
 ・各届書は、全て日本年金機構に書留郵便にて送付しており、市での保管は行わない。

8. 監	查			
実施の	の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[]外部監査
9. 彷	業者に対する教育・	岑発		
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を 3)十分に行	入れて行っている 2) 十分に行っている っていない
	具体的な方法	す。		研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残 、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりう
10.	その他のリスク対策			

Ⅳ 開示請求、問合せ

1913 . 0 . 1913 . 3 . 4 11.3 .	
1. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
①請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例 上に規定している。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年8月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

) 変更固所				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	評価書名	市町村における国民年金に関する事務	国民年金に関する事務	事後	その他の項目であり事則の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	公表日	平成27年3月30日	平成28年3月4日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I基本情報 -1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	市町村における国民年金に関する事務	国民年金に関する事務	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I基本情報 -1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③対象人数	1万人以上10万人未满	10万人以上30万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I基本情報 -4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の62の項 番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第47条番号法第9条第1項 別表第1の3 1の項、95の項 省令(未定)	番号法第9条第1項 別表第1の31、62、95 の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第47条	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I基本情報 -6.評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険年金課長 野口 武夫	保険年金課長 川原 正樹	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報 ②対象となる本人の数	1万人以上10万人未满	10万人以上100万人未满	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月	平成28年1月	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-3.特定個人情報の入手・使用①入手先	評価機関内の他部署(住民課、市民税課、保護 課)	評価機関内の他部署(住民課、市民税課、生活 福祉第一課・第二課)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要	移転を行っている(5件)	移転を行っている(4件)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1	徳島市 保険年金課を削除	徳島市 介護・ながいき課(移転先2から)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1①法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の68の項 介 護保険法 主務省令第50条 ②番号法第9条第2項 徳島市条例に記載予定	①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	□特定個人情報ファイルの概要-5.特定個人情報の提供・移転 移転先1②移転先における用途	①介護保険料の賦課に関する事務 ②社会福祉法人等利用者負担軽減事業における対象要件の確認	①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は 保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移 転移転先1③移転する情報	老齢福祉年金受給者に関する情報	国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未满	10万人以上100万人未满	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	□特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先1⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	老齢福祉年金受給者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	国民年金被保険者であって、関係事務の実施 に必要な情報を所有する者	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先2	徳島市 介護・ながいき課(移転先1へ)	徳島市 生活福祉第一課・第二課(移転先3から)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5.特定個人情報の提供・移転 移転先2①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 生活 保護法 主務省令第15条	番号法施行条例第2条第2項	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転を転移転先2④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 -5.特定個人情報の提供・移 転 移転先3	徳島市 保護課(移転先2へ)	徳島市 子育て支援課(移転先4から)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先3①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の46の項 特別 児童扶養手当等の支給に関する法律 主務省 令第37条	番号法施行条例第2条第2項	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	□特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先3④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未满	10万人以上100万人未满	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転移転先4	徳島市 子育て支援課(移転先3へ)	徳島市 住民課(移転先5から)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組 織変更)
令和3年9月1日	I基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組 織変更)
令和2年9月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月10日	令和2年8月27日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	[〇]紙	[]紙	事後	重要な変更に当たらない(リスクを明らかに軽減させる変更である)
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3	徳島市 子育で支援課 ①法令上の根拠 番号法施行条例第2条第2項 ②移転先における用途 児童扶養手当の支給 に関する事務 ③移転する情報 ④移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者 ⑥移転方法 [〇]紙 ⑦時期・頻度 1回/月	移転先3を削除し、移転先4の内容を移転先3 へ	事後	重要な変更に当たらない(リスクを明らかに軽減させる変更である)
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	④再委託する ⑤再委託先の会社名・所在地・業務内容・管理 方法・セキュリティ対策等を明記した業務仕様 書の承認により再委託を承諾している。 ⑥電子記録媒体の集配業務	④再委託しない ⑤削除 ⑥削除	事後	重要な変更に当たらない(リス クを明らかに軽減させる変更 である)
平成31年1月11日	I 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 の対象となる 本人の数 5.提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供する情		①法令上の根拠: 国民年金法第3条、国民年金法施行令第1条の2 ②提供先における用途: ・被保険者異動情報の存储器・保険料免除申請の審査及び決定。 ③提供する情報: ・被保険者の異動に関する情報・保険料免除申請等に係る世帯所得情報・保険料免除申請等に係る世帯所得情報・保険料免除申請等に係る世帯所得情報・表定請求に関する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満。 ⑤提供する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満。 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲: ・被保険者にかかる異動があった者・免除申請があった者・裁定請求を行った者。 6提供方法: [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [〇]紙	事後	厚生労働省からの年金事務 の概要の改定に伴う変更
平成31年1月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 郷票 5 特定個人情報の提		日本年金機構	事後	厚生労働省からの年金事務 の概要の改定に伴う変更
平成31年1月11日	転 移転先1 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件	[O] 提供を行っている (1)件	事後	厚生労働省からの年金事務 の概要の改定に伴う変更
平成30年7月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移	徳島市 介護・ながいき課	徳島市 介護保険課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年7月11日	具体的な管理方法 I 基本情報 6.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	コードによる認証を行っている。 保険年金課長 川原 正樹	証を行っている。 保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成29年7月7日	記録項目 368 IIIリスク対策 一3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理	評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPIN	評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	■ 取り 367 Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報④記録される項目全ての記録項目 別添1特定個人情報ファイル	(追加)	年金関係情報・免除・免除該当月数	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -2.基本情報④記録される項目 全ての記録項目 別添1特定個人情報ファイル 記録項目 367	(追加)	年金関係情報・免除・受付番号	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 -5.特定個人情報の提供・移 転 移転先5	徳島市 住民課	(削除)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 -5.特定個人情報の提供・移転 移転先4④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未满	10万人以上100万人未满	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。

	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体 使用部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組 織変更)
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	徳島市 介護保険課	徳島市 高齢介護課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	徳島市 保健福祉部 保険年金課 庶務係	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係	事後	重要な変更に当たらない(組 織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	徳島市 保健福祉部 保険年金課 庶務係	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係	事後	重要な変更に当たらない(組織変更)
	-4.個人番号の利用	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定	番号法別表の46、94、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第24条の2、47条、68条の2	事後	法令改正による変更
令和6年9月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項 1 ③委託先名	株式会社ワンビシアーカイブズ	株式会社NXワンビシアーカイブズ	事後	重要な変更に当たらないため (社名等の変更による)